

吉野川市・阿波市 地域生活支援拠点等事業



地域生活支援拠点等事業は、障がい者及び障がい児(以下「障がい者等」という)の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据え、障がい者等が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、さまざまな支援を切れ目なく提供するため整備し、障がい者等の生活を地域全体で支える体制を構築するものです。

吉野川市・阿波市では、令和3年4月から、地域における複数の機関が分担して機能を担う「面的整備型」として事業を開始し、今後も必要な機能の充実・強化に努めます。

吉野川市・阿波市地域生活支援拠点等の5つの機能

相談

相談支援事業所と連携し、一般的な相談から専門的な相談、緊急時等にも対応できる相談支援体制を整えます。

緊急時の受け入れ・対応

短期入所等の事業所と連携し、圏域内における緊急時の受入体制を整備します。

[くわしくは次のページへ→](#)

体験の機会・場

親元からの自立等に当たって、本人、家族、相談支援専門員と協議してグループホームの体験利用を支給決定し、体験の機会を提供します。

専門的人材の確保・養成

自立支援協議会に、医療的ケア児等支援のための協議の場や精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの協議の場として専門部会を設置し、支援体制の構築や事例検討等を実施します。

地域の体制づくり

自立支援協議会に5つの専門部会を設置し、地域課題の整理や事例検討、関係機関との他職種連携等により地域の支援体制を構築します。

緊急時の受け入れ・対応について

○緊急時とは

介護者(ご家族等)の死亡、急病または事故などのやむを得ない理由により、障がい者等だけでは居宅での生活を維持できない場合。

○緊急時に利用するサービス

相談支援事業

緊急時に計画相談支援事業所と関係機関が連携して、必要なサービスの利用調整や相談その他必要な支援を行います。

短期入所(ショートステイ)

原則として短期入所を利用しますが、グループホームの体験利用、日中一時支援事業など、その他サービスを利用する場合があります。

障がい者等緊急時受入事業【市独自事業】

障がい福祉サービスなど、その他サービスが利用できない場合、事前に登録した事業所で一時的に支援を行います。

○相談から緊急時の受け入れ・対応までの流れ

①計画相談支援事業所、市社会福祉課へ相談

緊急時に備えて、障害支援区分の認定、短期入所などのサービス利用申請、利用する事業所の調整などを行い、緊急時にも対応したサービス等利用計画を作成する。

②障がい者等緊急時受入事業の事前登録

障がい福祉サービスなどが利用できない場合に備えて緊急時受入事業の利用を希望する方は、計画相談支援事業所や市社会福祉課と相談し、事前登録を行う。

③短期入所などのサービス利用

緊急時の受け入れを依頼する施設等で、短期入所などのサービスを平常時から利用して緊急時に備えておく。

④緊急時は計画相談支援事業所等へ連絡

計画相談支援事業所と関係機関が連携して、短期入所などの受け入れ・対応を行う。

相 談 窓 口

地域生活支援拠点等事業のほか、障がいのある方やご家族などのさまざまな相談に応じて、必要な情報の提供や障がい福祉サービスを利用するための支援などを行います。

○委託相談支援事業所

障害者支援施設 野菊の里	中央広域障がい者生活支援センター はくちょう	地域活動支援センター ことじ
吉野川市鴨島町敷地字井堰 1463-1 【TEL】0883-24-6168 【FAX】0883-24-6144	阿波市市場町香美字渡 10-1 【TEL】0883-36-7070 【FAX】0883-36-7077	板野郡上板町佐藤塚字東 179-1 【TEL】088-694-6606 【FAX】088-694-6606

○行政機関

吉野川市役所 社会福祉課	阿波市役所 社会福祉課
吉野川市鴨島町鴨島 115-1 【TEL】0883-22-2263 【FAX】0883-22-2260	阿波市市場町切幡字古田 201-1 【TEL】0883-36-6812 【FAX】0883-36-5158

